

災害援護資金の貸付

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのため災害援護資金として、次のとおり貸付を受けることができます。

被害の種類や程度		限度額
世帯主が負傷している場合	① 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合	150万円
	② 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
	③ 住居が半壊した場合	270万円
	④ 住居が全壊した場合	350万円
世帯主が負傷していない場合	① 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
	② 住居が半壊した場合	170万円
	③ 住居が全壊した場合(④の場合を除く。)	250万円
	④ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合	350万円

《申請に必要なもの》

- ① 災害援護資金借入申込書
※借入申込書の提出については平成24年10月31日までが期限となります。
- ② 前年に他の市町村に居住していた場合は、当該世帯における前年度の所得証明書
- ③ 世帯主が負傷している場合には療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- ④ 身分証明書のコピー(運転免許証、健康保険証など)
- ⑤ 罹災証明書(半壊以上の場合)
- ⑥ 印鑑

【問い合わせ】健康福祉課

☎ 22-3167 お知らせ端末 ☎ 55-3167

災害見舞金

災害を受けた時に、罹災者又はその遺族に災害見舞金又は弔慰金が次のとおり支給されます。

区分	罹災	支給区分(単位)	支給額
弔慰金(※)	死亡	災害を直接の原因として60日以内に死亡したとき(世帯員1人につき)	50,000円
		見舞金	
見舞金	負傷	1年以上の医師の治療を要する場合(世帯員1人につき)	20,000円
		6箇月以上の医師の治療を要する場合(世帯員1人につき)	15,000円
		3箇月以上の医師の治療を要する場合(世帯員1人につき)	10,000円
	建物の全壊(焼)	世帯単位につき	50,000円
		建物の半壊(焼)	世帯単位につき
	床上浸水	世帯単位につき	10,000円
世帯員1人につき		2,000円	

※ただし、阿蘇市災害弔慰金の支給に関する条例による支給(500万円もしくは250万円)を受けた場合には受給できません。

※建物の被害については、現に居住している建物のみとなります。

《申請に必要なもの》

- ① 罹災証明書 ※市役所総務課に申請してください。
- ② 災害見舞金等支給申請書
- ③ 医師の診断書(死亡及び負傷による見舞金の場合のみ)
- ④ 印鑑
- ⑤ 見舞金の振込を希望される通帳又はキャッシュカードの写し

※問い合わせは左記と同じ。

この度の豪雨水害で被災された方に心よりお見舞い申し上げます

靴・バッグ

が水害で浸かってしまった方
あきらめないで!
クリーニング・修理しましょう



※その他、各種修理も承ります。
お気軽にお問い合わせください。
TEL 0967-32-4408

ミコト工房

サトー美容室内 修理部
阿蘇市内牧 309-3
定休日：第一・第三日曜日・月曜日

特典 広報あそを見てご来店の方はクリーニング二割引のサービス有り!

自己申告制です!

広告

【問い合わせ】健康福祉課

☎ 22-3167 お知らせ端末 ☎ 55-3167



健康福祉課

被災者生活再建支援制度

災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。ただし、対象となるのは、現に居住している建物のみとなります。

制度の対象となる被災世帯

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が大規模半壊した世帯
- ③住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

支援金の支給額

支給額は以下の2つの支援金の合計額となります。（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額となります。）

- ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

全壊	大規模半壊*	解体
100万円	50万円	100万円

*大規模半壊とは、災害で住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

- ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建築・購入する場合は、合計で200万円
 ※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を補修する場合は、合計で100万円

申請に必要なもの（基礎支援金）

全ての世帯

- ①被災者生活再建支援金申請書
※市役所に準備してあります。
- ②罹災証明書
※市役所総務課に申請してください。
- ③住民票の写し（世帯全員のもの）
- ④振込口座の通帳の写し又はキャッシュカードの写し

住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯（①～④に加えて）

- ⑤滅失登記簿謄本
- ⑥敷地被害を証明する書類（敷地の修復工事の契約書等の写し等）

新たに建築・購入・補修又は賃借する場合（①～④に加えて）

- ⑦確認できる契約書等の写し

【問い合わせ】

阿蘇図書館 ☎ 32-0067 一の宮図書館 ☎ 22-2916



図書館

災害にあった図書館資料について

阿蘇市の図書館から借りている本や雑誌、DVD・CDなどを、この度の豪雨災害により、紛失または汚損された利用者の方は、平成24年8月30日困までに図書館へご連絡いただきますようお願いいたします。また、通行止め等で返却が遅れる方についても、ご連絡をお願いいたします。（既にご連絡をいただいている方は、再度連絡する必要はありません。）

※広範囲に渡り甚大な被害を与えた豪雨災害のため、この災害によって紛失または汚損した図書館資料の弁償は必要ありません。また、紛失・破損（汚損）届の提出は免除とします。

※連絡は、電話やお知らせ端末から利用者氏名をお知らせください。



市 税 等 の 減 免 措 置

災害により被害を受けられた方に対し、平成24年度分の個人市民税、固定資産税及び国民健康保険税については、減免を申請することで被害の状況に応じ、7月以後の納期に係る税額を減免します。

減免を受けようとする方は、減免申請を提出していただく必要がありますので、以下をご確認ください。

***なお、個人市民税及び国民健康保険税については、損害及び損失の額から農作物共済や家財保険等により補てんされる額を差し引いた後の金額で判定しますので、お分かり次第減免申請をしてください。**

●減免の対象となる方

	損害の対象 (軽減又は免除の割合)	損害・損失の程度
個人市民税	死亡・生活保護・障害者 (全部～10分の9)	災害により市民税の納税義務者(個人に限る。)が、次のいずれかに該当することとなった場合。 1) 災害により死亡した場合 2) 災害により生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合 3) 災害により障がい者となった場合
	住宅・家財 (全部～8分の1)	災害により自己又はその扶養親族の所有に係る住宅又は家財について生じた損害額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上である者で、平成23年中における合計所得金額が1,000万円以下であるもの
	農作物 (全部～10分の2)	災害により平成24年中において収穫すべき農作物について生じた減収による損失額の合計額(農作物の減収価格から農作物共済金額を控除した金額)が平年における当該農作物による収入額の合計金額の10分の3以上である者で、平成23年中の合計所得金額が1,000万円以下であるもの
固定資産税	土地 (全部～10分の4)	災害により被害を受けた農地又は宅地等が流失、水没、埋没又は崩壊等により作付け不能又は使用不能となった場合
	家屋 (全部～10分の4)	災害により被害を受けた家屋 下壁、畳等に損害を受け居住又は使用目的を損じ修理又は取替えを必要とする場合で当該家屋の価格の10分の2以上の価値を減じたとき
	償却資産 (全部)	災害により被害を受けた償却資産
国民健康保険税	災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の規定を準用する。	

●減免される税額

平成24年度分7月以後の納期に係る税額を、被害の状況に応じて減免します。

●軽自動車税について

▶軽自動車税は、5月31日が納期限であるため減免の対象となりません。

▶廃車手続きは、軽自動車については熊本県軽自動車協会(☎096-369-6829)、原動機付自転車及び小型特殊自動車については税務課及び各支所にてお手続きください。

県税の災害減免・還付等措置

災害により被害を受けられた方には、税金の還付・減額・免除の措置が受けられます。

被害を受けた日または賦課処分を知った日から2月以内に申請する必要があります。

●自動車税 【問い合わせ】阿蘇地域振興局税務課 ☎ 22-4527 / 自動車税事務所 ☎ 096-368-4020

	減免の対象	必要書類
自動車税	被害を受けた自動車に係る被災年度の自動車税	<input type="checkbox"/> 災害減免申請書（押印が必要） <input type="checkbox"/> 被災証明書（市町村長又は所管官公署長発行） <input type="checkbox"/> 被災自動車の写真 <input type="checkbox"/> 永久抹消登録証明書 <input type="checkbox"/> 修理の時は、修理工場の領収書等（写し）

※被害額は、保険金等で補てんされる額を除きます。

●個人事業税及び不動産取得税 【問い合わせ】菊池地域振興局税務課 ☎ 0968-25-4124

	減免の対象	必要書類
個人事業税	<input type="checkbox"/> 被害を受けた年の前年の所得にかかる個人事業税 ※ 23年分所得に係る個人事業税（24年度課税分）が対象	<input type="checkbox"/> 災害減免申請書（押印が必要） <input type="checkbox"/> 被災証明書（市町村長又は所管官公署長発行） <input type="checkbox"/> 保険金等の補てんがあった場合はその補てん金額を証する書類 <input type="checkbox"/> その他
不動産取得税	<input type="checkbox"/> 被害を受けた不動産の代替不動産の取得に係る不動産取得税 <input type="checkbox"/> 被害を受けた不動産に係る不動産取得税のうち被災時点で納期限が到来していないもの	

●納期限の延長

期限までに、県税についての申告書等の提出や、県税を納めることができないときは、申請により、その理由の止んだ日から2月以内に限り、その期限が延長される場合があります。

●納税の猶予

被災により県税を納めることができないときは、申請により1年以内の期間で納税の猶予を受けられる場合があります。

【問い合わせ】

商工観光課 ☎ 22-3174 お知らせ端末 ☎ 22-3174

商工観光課

各種イベントの中止について

イベント実行委員会では、災害に伴う復旧作業の現状を鑑み、下記のイベントを中止とさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

<中止イベント>

- | | | | |
|---------------|-----------------|-------------|-----------|
| ○「なみの高原納涼まつり」 | 8月15日(日) | 問い合わせ：波野支所 | ☎ 24-2001 |
| ○「大阿蘇火の山まつり」 | 8月19日(日)・20日(日) | 問い合わせ：商工観光課 | ☎ 22-3174 |
| ○「中江岩戸神楽定期公演」 | 9月2日(日) | 問い合わせ：商工観光課 | ☎ 22-3174 |

【問い合わせ】 水道課 ☎ 22-3196
下水道課 ☎ 32-3200

上下水道料金等の特別措置

●上下水道料金の特別措置

7月分（8月請求）・8月分（9月請求）の上下水道料金を以下のとおりとします。

月分	(請求月)	使用期間	対象者	水道料金
7月分	(8月)	6月10日～7月10日 ※	すべての使用者	通常どおり
8月分	(9月)	7月10日～8月10日 ※	すべての使用者	全額免除

※使用期間は10日となっておりますが検針期間は10日前後であるため各家庭により異なります。

※災害後の片づけや清掃による使用量が増加した期間についての免除としております。

●9月分以降の上下水道料金の減免措置

今回多大な被害を受けられた方のために減免措置を講じました。

9月分（10月請求）以降の減免措置は罹災証明書を提出していただき以下のとおりとします。

対象者	上下水道料金の減免	対象期間（請求月）
①家屋の全壊・流失	超過料金分の水量 1/2	6ヶ月（10月～3月）
②大規模半壊・家屋の半壊	超過料金分の水量 1/2	3ヶ月（10月～12月）
③一部損壊・床上浸水・床下浸水	超過料金分の水量 1/2	1ヶ月（10月）

※ただし、料金が基本料金の方は基本料金の半額となります。

※なお、被災地域など住居困難な家屋からの仮設住宅・アパート等への上下水道料金も対象となりますので、開栓手続きの際に申し付け下さい。

【問い合わせ】 総務課
☎ 22-3111 お知らせ端末 ☎ 55-3111

自宅の土砂及び災害瓦礫の撤去費用助成

自宅の土砂及び災害瓦礫撤去のため、必要と認められる重機代や運搬費用は、市が負担します。

●対象（いずれかに該当するもの）

▶自宅及びその周辺の土砂及び災害瓦礫の撤去で重機が必要と認められるもの

▶自宅の居住者又は所有者が業者（リース）に発注し、費用負担があるもの

※土砂及び災害瓦礫を撤去することで、自宅に帰れることを目的としていますので、自宅等の解体に係る費用は対象となりません。

●市が負担するもの

▶重機使用料（燃料費含む） ▶重機オペレーター人件費

▶重機の運搬費及び災害瓦礫の運搬のため、業者に依頼またはリースに要した経費

※撤去に必要と認められる以上の、日数や単価の場合は対象となりません。

●期限

▶撤去期限：8月31日 ▶請求期限：9月末日

※必要な書類など、詳しくは総務課（☎ 22-3111）までお問い合わせください。

【問い合わせ】

建設課 ☎ 22-3187 お知らせ端末 ☎ 22-3187



建設課

仮設住宅と応急修理

●応急仮設住宅

今回の災害により、住宅が滅失した被災者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、自らの資力で居住できる自宅を確保できない世帯の方が対象となります。

- ①自宅が全壊、全焼または流出した方
- ②道路が寸断され住家での生活が営めない方や、家に近接した崖等が崩れる危険があり自宅に戻れない方など、周囲の状況により仮設住宅を必要とする方
- ③住家が大きな損傷を受け、取り壊し再建をするまで仮住居を必要とされる方
 - * 自宅の修理、補修のための仮住居としては入居できません。
 - * 災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」を利用する方は入居できません。

○現在阿蘇市内に応急仮設住宅を建設しています。該当する世帯で届出を行っていない方は早急にご連絡下さい。

市営住宅抽選会の延期

今回の災害により市営住宅の空き住戸を被災者向け住宅として使用しておりますので、夏頃に予定しておりました市営住宅の抽選会は延期いたします。

なお、当分の間、抽選会を見合わせる事となりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

●住宅の応急修理

災害により『半壊以上した住宅』の住宅に住むための必要最小限の応急修理に要した費用を、被害を受けた方に代わって市が直接業者と契約して支払う制度です。

対象者 (世帯)	以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象となります。 (1) 7月12日現在で、応急修理を行おうとする住家に住民票があること。 (2) 半壊以上の被害を受けたこと。(り災証明が必要) (3) 応急修理によって避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 (4) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しないこと。 (5) 半壊の場合、所得制限にかからないこと。 (6) 必要な書類が揃うこと。
所得要件等	世帯全体の年収等により所得制限があります。ただし、大規模半壊以上の住家被害を受けた世帯については、所得制限はありません。
住宅の応急修理の内容	(1) 応急修理の範囲 住宅の応急修理は日常生活に必要欠くことのできない部分であって、必要最小限の緊急を要する箇所（屋根・窓・柱等）について実施します。 (2) 応急修理の箇所や方法等 ア 豪雨災害と直接関係のある修理のみが対象です。 イ 内装に関するもの及び家電製品は原則として対象外です。
限度額	(1) 一世帯当たりの限度額は※最高52万円です。 ※申請者への支払いは行いません。施工業者へ直接市が支払います。なお、内容の審査を行いますので、限度額を超える場合及び対象外となったものは自己負担となります。 (2) 同一世帯（1戸）に2以上の世帯が住居している場合でも、上記(1)の一世帯当たりの額以内となります。

▶期限 り災証明で半壊以上の被害認定を受けた方は、早めのご相談をお願いします。必要書類については阿蘇市建設課までお問い合わせください。